

# 知財の現状を知り、対策を考え、実行に移す

ーこれだけは言いたいー 「もくじ」 2016/01/01(改定):

- 1.日本の特許は力不足
- 2.「グローバル知財」に対応が出来ていない
- 3.現状を見ることで、事の本質が見える
- 4.「グローバル特許明細書」をつくろう
- 5.日本の特許明細書は「ガラパゴス化」
- 6.特許理念としての「発明技術」の開示義務
- 7.知的財産の「共創・共生」
- 8.「日本特許村」が、特徴ある知財文書を生み出す
- 9.特許審査官も「しんどい」はず
- 10.文章の力で「うん、うん」と説得させる特許明細書
- 11.出願人は、説明責任がある
- 12.「発明技術」を、なぜ隠す必要があるのか
- 13.塀に囲まれた権利主張が、何故できない
- 14.特許でお金を稼ぐというのは幻想か
- 15.強い特許明細書づくりに欠かせない論理力
- 16.技術情報としての特許明細書
- 17.「研究開発技術者」が読むことを嫌う特許明細書
- 18.あたり前の技術が特許に、あるいは矛盾を抱えた特許明細書
- 19.「特許明細書離れ」を起こす難解な特許文書
- 20.「日本特許出願明細書」からの外国語翻訳は悩ましい
- 21.「忠実翻訳」の限界、ジャパニッシュ(和製英語)
- 22.「日本特許村仕様」が諸悪の根源

- 23.日本から出願された外国特許明細書(迷彩)の現状
- 24.日本人でも難解な文章を外国人が理解することは難しい
- 25.「中国特許(実用新案)明細書」の現状
- 26.なぜ、「日本特許明細書」は難解なのか
- 27.曖昧な特許明細書が齎す経済損失は膨大である
- 28.外国語へ転換しやすい平明な日本語で書くよう指導できないのか
- 29.税金の無駄使いになる可能性大きい知財支援策
- 30.政府の知財支援策が上手く行かない理由
- 31.特許は貯めるものでなく運用するもの
- 32.日本で技術移転事業が上手く行かない事情
- 33.日本の特許システムは「制度疲労」をおこしている
- 34.特許明細書への誤解、あるいは勘違い
- 35.IPRに対する経営陣の無関心にも問題がある
- 36.日本企業は「知財文書」の品質管理体制を持たない
- 37.外へ出す「知財文書」の品質保証検査は何故行われぬのか
- 38.米国特許庁(USPTO)にとって日本からの特許出願は美味しいビジネス
- 39.Patent Specification(特許仕様書)の英文不備
- 40.IP(知財)戦争とは、詰まるところ言語の戦争である
- 41.「グローバル特許明細書」への改善を提唱する
- 42.日本の技術は世界から求められている
- 43.とある「知財マン」のつぶやき
- 44.「知的財産活用研究所」が提唱する「文明日本語」運動
- 45.おしらせ

## 1.日本の特許は力不足

“特許の力で、日本の元気を取り戻したい！特許の力で、日本の「物づくり技術」を守りたい！特許の力で、自社の「技術ブランド」を築きたい！特許の力で、世界からビジネスパートナーを引き入れたい！特許の力で、侵害者を排除したい！”と思っても、残念ながら日本の特許は力不足である。それは特許の担保である特許明細書が読み手側に伝わりにくい特許文書に成っているからである。

## 2.グローバル知財に対応が出来ていない

内外国で特許は取ったが、知財係争に巻き込まれやすいという状況にある。それは多くの特許明細書が「グローバル知財」に対応されていないからだ。“日本と同じ考えで外国特許明細書を作成している”とすれば見直す必要がある。日本と外国では言語の相違だけでなく特許明細書作成の実務に違いがある。このことが正しく認識されていないようだ。

## 3.現状を見ることで、事の本質が見える

何事か問題があれば、まず事の本質を洗い出すことである。次に、その事実（現状）をつかみ、対策（改善）を練り、展開（実施）していく行動力が求められる。「グローバル知財」に対応できない問題の本質は、我々日本人が世界へ発信するため言語に対して無関心であったことが最大の理由である。「以心伝心」で、読み手側が自分なりに解釈するという日本特有の文化に根ざした言語が特許文書にも使われていることである。

“いま我々が日常で使っている日本語が技術の説明に適さない”ということを見過ごし「日本特許鎖国」の状態グローバル知財の時代を迎えたことにある。

「ガラパゴス化」状態の特許明細書は、イザ「有事」となったら戦えないだけでなく、自社の優れた発明技術を明確に伝えることもできず、新たなビジネスチャンスに出会うこともない。侵害事件に巻き込まれたとしても、相手に対して自社特許への侵害領域すら伝えることができない。従って侵害されても文句は言えない。侵害者としても、何処が侵害しているのか、その判断がつかないまま製品化してしまうケースすらある。

#### 4.「グローバル特許明細書」をつくらう

このスローガンを実現させるためには、その土台となる日本語文章での表現力向上が不可欠である。例えば世界の主要言語である英語と互換性（変換できる）のある日本語文章で書くことが早道である。これは、世界の共通（普遍）事項、特に技術事項の記述を、英語や中国語など世界の主言語に容易に転換できる、平明かつ明確な日本語のことである。

ハードウェアおよびソフトウェア技術に基づく製品は、周知のように、他の製品と「互換性」がとられていなければ市場で栄えることはできない。文書の世界においても、そこで記述されている知恵や技術を世界の中で流通させるためには、できるだけ「互換性」のとれたものでなければならない。

他言語と互換性のある、すなわち、平明かつ明確な日本語で記述するスタイルを確立していくことは、これからの日本にとって極めて重要なことである。

「知的財産化」とは、発明、商品、ノウハウと言った「知的資産」を「文書化」して「共有」し「伝承」させる手段であるからだ。

## 5 日本の特許明細書は、「ガラパコス化」

日本の特許システムは「特許は、お上から授かる」ものである。それが証拠に「特許出願書」と、なっている。本来の特許システムは、「発明者からの特許届書を確認する」、と言う認識であったと聞く。つまり発明者は自分の発明を特許へ仕立てる自己責任を負わされていると考えた方がわかり易い。だから特許明細書での説得力が違って来る。つまり発明者は、自分の発明技術を知らしめるために必死になって特許明細書をつくるのである。

文書の形式は同じであっても発明の捉え方、権利の主張の仕方が違う。日本特許明細書は、発明技術を中心とした「発明限定主義」で書かれている。一方、欧米特許明細書の請求項は、周辺を限定しながらの「発明の囲い込み」であるからバリエーションに富んだ発明となっている。

例えば日本の場合、「請求項」をサポートされていない明細書であっても、そのつど、適宜に解釈すれば良いという日本的な文書となっている。一方、欧米の場合は、請求項をサポートしていない明細書であればアウトである。

## 6.特許理念としての「発明技術」の開示義務

特許は、特許権という独占権を得る代わりに、発明技術は分かりやすく「開示」しなければならないとされている。これは世界で共通の「特許理念」となっている。従って、特許権取得のための「請求項」(クレーム)以外の明細書部分の記述は、この理念に沿うものでなければならない。特許明細書は「発明技術」の説明書であり「請求項」を除けば法律で規制された文章ではない。開示したくない技術は特許出願をしなければ良いだけである。

## 7.知的財産の「共創・共生」

更に、発明技術の明快な開示は、理念に従うというだけでなく、その発明技術を他者と「共存・共栄」を図るためには、明確な開示は必須の要件である。読んで理解ができない発明技術に対して興味を持つ人は、まず居ない。“私の発明技術を使って、一緒にビジネスをしませんか” この呼び掛けが知的財産権の活用で「知財の共創・共生」である。

一方、特許侵害等の争いになった場合には、裁判官や陪審員が誤解なく公平な判断ができるよう、「発明技術」の明快な開示は不可欠の要件と言える。これが、知的財産権の保護である。知的財産権は、活用（共生）と権利の保護（戦い）を目的とする二つの面を持っている。

## 8.「日本特許村」が、日本特有の特許明細書を生み出す

日本特有の知財文書は、いったい誰の指導で書かれるようになったのであろうか。知財関係者は先人達の教えを守り、それぞれの立場で一生懸命、真面目にやってきた自負がある。その場その場で最善をつくしてきた結果が、たまたまグローバル化に対応できない知財文書になっていたということで誰の責任でもなさそうだ。「早く改善しろ、なぜ放置する！」と急に言われても、知財関係者の皆さんは、それぞれの持ち場で慣習を守り最善を尽くしてやってきたわけだから反発するのも当然かと思う。

しかし、知財文書のひとつである特許明細書がなぜ難解なのか、という私の素朴な疑問は消えない。考えるに恐らくは審査官と申請者側の二者間でのやり取り（落としどころ、妥協点を探る）において特許を取りたいという申請者側の願望が、時には「コジ付け」となり、その「コジ付け」の技が武器にもなり、書き手の評価にも繋がっていたと思う。

日本語は極めて柔軟性のある言語であるため、解釈範囲を広く表現することも、同じ意味でも違う表現を使うこともでき、また行間から意味を読み取ることが読み手側の能力とされた部分もあった。

曖昧で解釈範囲の広い日本語は「日本特許村」で独特の進化を続け、気が付いたら多くの日本特許明細書が「ガラパコス化」していたということであろう。

## 9.特許審査官も「しんどい」はず

特許審査官は提出された「特許出願明細書」で記述されている発明技術を理解しなければならない。そして先行技術を探し出して特許要件が満たされているか否かの判断をする。しかし全世界から先行技術の資料が探し出せる保証は無い。

しかも特許審査官の全員が研究開発の実務、あるいは「物づくり」の現場経験があるとは限らない。結局は特許審査を進める段階での特許申請者側と特許審査官との「意見文章」のやり取りが「言語ゲーム」のようになったのではなかろうか。

特許申請者側は、少しでも広い特許権利が欲しいと頑張る。特許審査官は特許要件を満たさないものに特許権利を与えるわけにはいかない。どうしても特許権利が欲しいということであれば、特許審査官は「ギリギリ」の妥協案を出す。それは「特許権利範囲」の減縮である。実は、特許を取得することは、そう難しいことではないのだ。

審査官の意見に沿った形でやり取りをしていけばなんとかなる。だが、権利の弱い（狭い）特許にお金と時間をかけて、審査官の手間をとらせて特許を取得したところで、何の意味があるというのだろうか。思うに特許申請者側と特許審査官との「意見文章」のやり取りが、もう少し論理的（ロジカル）になっていれば曖昧は排除され、もっとスッキリとした状況になったかもしれない。

## 10.文章の力で「うん、うん」と説得させる特許明細書

日本語は描写文（叙情的）であり、他国（欧米中国等）は命題文（論理的）である。世界の常識（大多数を占めている事実）から言えば、「発明技術の説明は言語で、図面は補足手段」である。日本は、その逆で図面が主役、言語は補足手段となっている。

日本特許明細書は“権利は主張せず、精密な図面は最高の技術参考資料である”、と中国では高い評価を得ているはずだ。絵や図面中心の日本の表現文化が人気アニメやキャラクターを生み出す土壌になっていることは確かである。この日本文化は守っていく必要がある。

しかし「グローバル特許」の世界では言語、つまり「文書化」して勝負するしかない。となれば海外へ出す特許明細書の書き手（代理人）は「プロ」として海外の人から理解が得られる特許明細書を作成する責任がある。世界の人々から理解を得るには、特許明細書は、論理的に構成され、表現は明確な論理的文章で記述する必要がある。

特許を業とする関係者であればグローバル言語の論理思考を身につけなければ、やっていけなくなる。日本人同志のコミュニケーションは柔軟な日本語で、外国人とコミュニケーションを取る時は彼らの論理思考に合わせるしかない。残念ながら日本語はグローバル言語ではない。「味気も素っ気も無い」、きつい言語であるグローバル言語（英語）は日本人には合わないが、身につけるしかない。

## 11.出願人は、説明責任がある

英語には「accountability」という言葉がある。国あるいは企業、団体のしかるべき仕事の場についている人、すなわち彼らは、国民、社員、株主といった関係者に物事を明確かつ明快に「説明する責任がある」という社会的規定である。この外来語は日本でも方々で聞かれるようになったが、これほど無視されている言葉も珍しいとのことである。



厄介なことに、知的財産権のひとつである特許は、言語で記述して責任が持てる特許明細書に仕立てなければ正しい権利が得られず、またその権利を「商品」として使うこともできない。企業の知的財産部門は、研究開発成果をお金に換えるプロフィット・センターであるという考えがあれば、会社の利益に貢献ができるはずだ。一方「中小・ベンチャー企業」は特許事務所、あるいは弁理士がプロフィット・センター役を担うことになる、その責任は極めて重いものがある。

## 12.「発明技術」を何故、隠す必要があるのか

日本特許明細書の「請求項」は、他者の侵入（排他権）を防ぐための境界線が不明確である。他者から真似されるリスクを回避するために「発明技術」の本質や権利の範囲を曖昧な文章で防御するという措置が取られていたとすれば、それはおかしい。

技術は、そんな生易しい世界ではない。にもかかわらず日本人特有の横並び主義が“特許明細書は曖昧に書くもの”と既成されているように見て取れる。それは“明確に書くことが特許係争になれば不利になる”という勘違いがあると思われる。

若し「マジ」でそう考えるならば、おかしい話である。また読み手側に対して“この部分まで、私が主張している権利範囲です。この領域で製品開発をされる方は注意をしてください”という優しい心が必要である。曖昧な表現を使って発明の本質を隠し、権利の主張も曖昧に書くことは、卑怯者がやることで“武士道に反する日本人”と罵られても仕方があるまい。

## 13. 塀に囲まれた「権利主張」が何故できない

対して「欧米特許明細書」は、明確に書かれている。そのかわり発明権利を守るための境界線を明確にし、侵入が難しい参入障壁を幾つも建てる策が「きちん」と施されている。その参入障壁は、アイデアに富みバリエーションに富んでおり読み手側には分かりやすい読み物となっている。つまり、多重の「参入障壁」があるから泥棒も入りにくいということになる。

その「参入障壁」を建てるには“どのような壁を建てるか”という工夫（創造力）が要る。その壁が設計図通りに“強固に建てられているか、あるいは欠陥がないか、補強すべき弱い部分がないか”を突き詰めていくには論理力が求められる。

もっと具体的に言えば日本特許明細書は、権利範囲の主張が明確になっていないだけでなく、発明技術を再現させる説明に矛盾があり、整合性がとれていないのも散見する。「矛盾・捏造・こじつけ」と言った未完成な特許明細書は迷惑でしかない。

特許明細書で記述されている通りに実行しても再現ができない、というのは科学の世界ではとても信じられないことである。特許庁審査官もそこまで理解することは困難であるから、間違えた特許査定をすることがあってもおかしくない。とにかく読み手側が理解するのに困難な特許明細書となっているのが問題である。

## 14 特許で金を稼ぐというのは幻想か

個々の文章表現の酷さも有るが、それ以前の問題として文書（仕様書）の構成、論理展開（ストーリーの流れ）が違うことにある。発明技術の活用（売り込み）を願うならば「文書」へ落とし込むところで、その発明技術の価値を更に高める必要がある。

例えば10億円の価値がある発明技術を文書の力で10億円以上の価値のある「発明技術」へブラシアップする書き手（\*）が必要である。書き手は発明者から「アレコレ」と聞きだし、発明者は、その

質問や疑問に答えていく、この繰り返しが「広くて深みのある、強固な特許明細書」を作成する基本作業となる。

命を削るほど真剣に特許明細書をつくる人は少ないと思うが、発明を生み出した苦勞に酬いるためには、それ相当のエネルギーをかけて「文書化」するのは当然の責務であろう。

世界でビジネスを進めて行く上では、嫌でも欧米型の特許明細書に合わせるしかない。日本特許明細書を、そのまま翻訳して外国へ出願したところで世界の人からの理解は得られ難い。適切なライセンス料がもらえない、特許係争になっても戦うにも戦えないという図式になる。(\*) 当研究所は特許明細書の作り手であるプロをパテントライターと名付けている。

## 15.強い特許明細書作りに欠かせない論理力

権利範囲が広くて深みがあり、バリエーションに富んだ、強固な特許を取得するには特許明細書の書き手である代理人に論理的思考がなければアイデアが足りずバリエーション不足を起し、弱い特許になるリスクが付きまとう。

代理人は、顕在化されていない情報（アタマの中にあるモヤ〜としたアイデア等）や説明不足の部分を発明者から聞き出さねばならない。つまり聞き出し上手であることが代理人になれる条件のひとつであろう。発明者から「アレコレ」と聞き出した様々な情報を整理し、論理的に筋道を立て明快な文章で記述し、漏れや矛盾のない整合性の取れた万全（強固）な特許明細書を作成するのがプロの仕事である。その責任は極めて重いのである。

膨大な時間とお金をかけて開発した発明技術を「ズサン」な特許明細書へ作成されたのではたまらない。これまでの苦勞が最後の文書作りの段階で全てを台無しにされては会社も発明者も浮かばれない。代理人は、まさにクリエイターの仕事である。それ相当のエネルギーを掛け、適切で正当な対価を得るべきである。

## 16. 技術情報としての特許明細書

開示された発明技術は、研究開発の上で重要な技術情報でもある。研究開発を重複させないためにも、あるいは先行技術（公知技術）の更にも上を行くためにも、開示された情報を知ることが重要である。それにも拘わらず、誤解なく理解することが困難な特許明細書が散見されているとすれば、研究開発の妨げにもなりかねない。

幾度も読み返しても意味不明、読んで疲れる文章は技術者だけに限らず誰もが嫌うであろう。また当業者が読んで理解できることとあるが、当業者とは一体、誰を指しているのかが分からない。極々限られた「日本特許村」の村人だけであろうか。

## 17. 研究開発技術者が読むのを嫌う特許明細書

研究開発技術者の立場からすれば理解が難しい、矛盾がある特許明細書に権利が与えられると、特許侵害を避ける為の確認作業に時間がかかる。その影響で、彼らが商品開発にかける設計実務の時間が不足する。ただし商品開発の期限は決められている。彼等の労働環境は、だんだんと悪化していく。

特許明細書を曖昧にして彼等の不安を煽り、商品開発の現場を混乱させ、開発スピードを遅延させるメリットは何も無い。精神衛生上にも良くなりなく病人も出る。国の医療保険の負担も増える。とにかく「ロク」なことにしかならない。それが特許制度の狙いであると言えればそれまでだが、そうではないはずだ。

しかも世界では特許出願件数は、爆発的に増え続け情報量の多さは半端ではない。さらに技術領域は広がり、似た技術が錯綜している。彼等が行う諸特許調査の負担は増加一途にある。であるにも拘わらず意味不明で理解が難しい特許明細書の存在は迷惑でしかない。

## 18.あたり前の技術が特許に、あるいは矛盾を抱えた特許明細書が散見する

「研究・開発」の現場では、こんなありきたりの技術（公知技術）、あるいは矛盾を抱えた未完成の技術が特許権利として与えられているならば、商品開発は困難となり商品開発のスピードが遅れる。

どんな発明技術であっても特許を取得にするのが特許申請者側の腕の見せどころという説もあるようだ。しかし、この考えには全面的に賛成はできない。なぜなら何事も行き過ぎは、捏造を生み出し、「産業発展への貢献」という特許法の理念に反することにつながるからだ。

企業の商品開発から生まれる発明は、用途発明、改良発明、応用発明の類が多いと言われている。商品開発を進める上で「解決すべき課題」というのが必ずある。その課題は概ね何処（他社）も共通している。その課題を解決する手段は、これまでの公知技術を使って新しい技術（進歩性）を生み出すことである。

開発者の感性や能力で「解決手段」に違いがでるが、そんなに大きな違いはない。僅かの違い（機能・技術の構成要件など）を争うわけだから、ベースになる公知技術（あたり前の技術）の捉え方、使い方、説明の仕方で優位になったり不利になったりする。ここらが書き手側の腕の見せどころと云うことであろう。ならば日本人苛めはやめて、欧米特許明細書の「えげつない」作り方を、ぜひ真似て、世界で戦える特許明細書をつくって欲しい。

## 19.「特許明細書離れ」を引き起す難解な特許文書

企業の技術者や理工系学生の「特許明細書離れ」は当然である。「中小・ベンチャー企業」の経営者やビジネスに関心のある人たちも「特許明細書離れ」を起している。本来の読み手であるべき特許明細書の読者に対しての配慮は皆無である。読者層は広がらず極限られた人たちだけのものになっている。

例えば米国特許明細書では、発明技術をビジネスで使うことを意識して作られている。彼らは、自分たちの発明技術を文章の力で、その価値を更に高める努力をしている。つまり特許明細書はビジネスのヒント（金儲け）になる「事業計画書」であり、事業を進める上での「契約書」でもあるという考えが根底にある。ビジネスに興味がある人たちにとっては“楽しくて面白い夢のある読み物”になっているので読者の層は広がる。

## 20.「日本特許出願明細書」から他言語への翻訳は悩ましい

「以心伝心、阿吽の呼吸」を期待した曖昧表現の特許明細書は、外国出願での翻訳ミス、特許庁の審査遅延、知財コストの高騰、特許係争の多発、技術移転（特許流通）の停滞、各種特許調査の困難、国民の知財意識の低下といった緒問題を引き起こしている。

一方、海外において特に新興国で特許侵害されても明確に記述されていない特許明細書では排除することができない。しかも権利主張は曖昧であるが、やたらと凶面は、やたらと詳しいという厄介さがある。だから模倣品はすぐに出まわる。しかし曖昧であるがため模倣品対策は、効果が出ずに諦めるしかない。これらの被害は甚大であり経済的損失は計り知れない。

## 21.「忠実翻訳」の限界、ジャパニッシュ(和製英語)

外国へ特許出願する際の翻訳は、翻訳現場では一体どうなっているのであろうか。日本における翻訳スタイルは、日本語の記述の流れとおりに「忠実翻訳」するしかない。何故なら、日本語の記述が曖昧で理解が難しいからである。例えば英語の場合、一見英語風ではあるが、論理の展開は英語になっていない「奇妙な新言語（後世に“世界言語文化遺産”に登録されるかも)」、つまりジャパニッシュ(和製英語)が生まれる。

この和製英語は英語を母語とする人には理解が難しいと言われて  
いる。英語と互換性が取れる、つまり訳せる日本語で書かれていれ  
ば、誤訳が少なくなり翻訳作業の効率も格段にアップするはずだ。  
また特許翻訳は「特殊でむつかしい」という思い込みもなくなり翻  
訳者の底上げも進む。

翻訳者は虚しい「日→日翻訳」から開放され、本来の翻訳業務に  
専心できる。何が言いたいのか分かり難い特許明細書は、グローバ  
ル社会でのビジネスの常識から考えれば役に立っていないと思う。

## 22.「日本特許村仕様」が諸悪の根源

「日本特許村仕様」で作成された「日本特許出願明細書」から「外  
国特許出願明細書」への翻訳作業は困難な状況にある。海外の人々  
から理解が得られない特許明細書は、日本の国益を大きく損ねるこ  
とになる。

日本では「特許英語」は難しい、という観念が行き渡っているよ  
うに見受けられる。実際に米国企業の「米国特許明細書」を読んで  
みれば難しくないことはすぐ理解できるはずである。

それではなぜ、特許英語は難しく翻訳は困難であるという見方が  
行き渡っているのだろうか。外国語への翻訳が難しいのは、オリジ  
ナルである日本語で書かれた「日本特許出願明細書」の記述を“読  
み取る”ことにある。これは確かに難しい。例えば「日本特許出願  
明細書」を「米国特許出願明細書」へ翻訳する難しさは、英語にあ  
るのではなく、日本語の「読解」が難しいところにあるのは間違い  
ない。

翻訳者のエネルギーの多くが、この「読解」にあてられている。  
日本語を母語としている日本人翻訳者が、その日本語の「読解」に  
苦勞しているのが現状である。「日本特許出願明細書」に書かれてい

る日本語が意味不明のものであれば、どんなに翻訳者の腕がよくても明快な外国語へ翻訳することは難しい。

では、なぜ「日本特許出願明細書」からの翻訳が難しいのであろうか。考えるに特許を取得したいという欲望と、発明の内容はできるだけ隠しておきたいという矛盾と願いがこめられているからであろう。但しこの願望は両立しない。特許を取りたければ、日本特許法でも米国特許法でも同じように定められているように、「発明技術」は分かりやすく開示されなければならないはずである。この二つの相反することを両立させようとするのは、ビジネスの世界でありえない。世の中そんな旨い話はないと思うが。

## 23. 日本から出願された外国特許明細書の現状

中国企業は日本企業との「特許侵害係争」を心配しないで、安心をして製品開発をしているのではなかろうか。なぜなら、日本から出願された「中国特許明細書」が曖昧であるからだ。彼らにとって日本から出願された「中国特許明細書」は権利主張が明確にされていないから何ら恐れることは無かろう。しかも、図面は「やたらと正確であるから「物づくり」に、こんなに役立つおいしい技術情報は他には無い。それはまさに「好食（ハオチー）」、食べて良いである。

ちなみに「発明技術」の説明は言語で、図面はあくまでも補足手段である。これが世界の常識で、裁判になったら文章で書かれてないことは全てが「アウト」

いずれにせよ、日本から出願された多くの「中国特許明細書」はイザ「有事」となったら、権利書として役に立たないが、最新の技術情報としては、大いに役立っているから中国への貢献度は高いはずである。新種の「ODA」としか思えない。



## 24.日本人でも難解な文章を外国人が理解することは難しい

結論を言えば日本人ですら理解ができない、混沌（メルトダウン）とした、意味不明、難解な「日本特許出願明細書」を中国人翻訳者が翻訳することに無理がある。対策として「英語なら大丈夫だろう」ということで、わざわざお金を掛けて英語翻訳して中国特許事務所へ提出する日本企業も見受けられる。しかし、日本語から翻訳した英文がなおさら意味不明の「ジャパニッシュ」であるから中国語への翻訳は、もっと酷くなる。

日本企業が中国へ出願している「中国特許明細書」の品質は特許審査以前の問題であり惨たんたる状態にある。ビジネスで使えない特許明細書は「単なる紙くず」同然である。今後は中国だけでなく新興諸国への特許出願が増える。しかし意味不明の英語文書を渡しても現地の翻訳者は翻訳不能となること間違いない。

## 25. 中国特許（実用）明細書の現状

中国と米国の共通点は、国土が広くて他民族の集まりである。コミュニケーションをとるための共通言語が必要である。米国は英国語を元にして米語を作り上げた。中国では北京語がその役割を担うことになる。

しかし急速な経済発展を続ける中国は、欧米、東南アジア、台湾、香港、朝鮮（韓国）、日本、すなわち世界から様々な言語が、どんどん入り込んでいる。それを漢字にして北京語にする作業（辞書の構築）は経済発展のスピードに追いつかない状態である。さらに昔から中国各地に根付いている言語もある。

話は、ちょっと横道にそれるが、中国特許明細書の現状を述べることにする。国際（PCT）出願している中国特許明細書は、特許法を勉強し、母語と同等の英語力を身につけた「知財エリート」によって文章が作られており英語との対応が比較的「キチン」とされている。

このような中国語であれば「中国語⇄英語」の機械翻訳ソフトの支援は受けられやすい。

問題は中国国内だけに出願されている特許明細書や実用新案明細書である。「ハッキリ」と言って自由気まま、勝手に書かかかっている状態と言える。3000年の歴史を持つ中国漢字の難しさであろうか。とにかく、中国人技術者が読んでも理解が難しくて翻訳が出来ない表現（文章）が「ゴマン」とある。

例えば、一つの技術用語に対して10個以上の同義語は、当たり前である。とても日本人には手に負える部分ではない。こんな複雑な中国語を日本人が付き合えると思うのは間違いである。

## 26.なぜ、「日本特許明細書」は、難解なのか

なぜ「日本特許明細書」は分かり難い文書になっているのか？という質問に答えられる人は少なくなかろう。思うに日本の「特許出願目的」は、そのほとんどが、特許を取得することにより、それが達成できれば、そこで「仕事」は終わったことになる。

特許を取得するためには特許庁の審査官を納得させればよいわけだ。特許明細書を作成するとき頭に浮んでくるのは審査官の姿だけかもしれない。特許文書は形式が整っており、その中の記述は申請者側と審査官の間だけで通じればよいという風になったのではなかろうか。

申請者側は発明者（依頼者）のために特許権取得に最善を尽くすのは当たり前である。一方、審査官は特許要件を満たさないと判断した特許申請に対して、むやみに権利を与えるわけにはいかない。なぜなら公知の技術や未完成の技術が特許として認められれば産業発展の妨げになるからだ。この両者の綱引きに使われた部材が解釈範囲の広い「曖昧日本語」である。

こうして日本特有の日本特許明細書が作られてきたのではないかと想定する。そのことが「日本特許村」という特殊な村の中で「儀式」が通じればよい、村の外の「普通人」にはわからなくても仕方がないということで、その結果、日本特許明細書は外国語への翻訳が難しくグローバル社会で理解が得られ難いという大きな問題を抱えることになっている。

## 27. 曖昧な特許明細書が齎す経済損失は膨大である

曖昧な日本特許明細書が及ぼす経済的な損失は膨大である。例えば企業技術者が発明の内容を簡単に把握できないために、それぞれの技術分野において最先端技術や侵害を確認する先行技術が不明（調査が困難）となり、研究開発が重複されるだけでなく開発そのものが停滞する。

さらに理解が難しい文章は、特許審査の遅れを招く。審査官は、ストレスを抱え、文章（書面）から発明を理解するしかない（現物で確認できるわけではない）。物作りの経験が乏しい彼等は明快な「特許出願明細書」を求めているはずだ。

海外においては、発明の内容が明確に記述されていないため本来負ける理由がない訴訟にも敗れ膨大な賠償金（和解金）を払わされたり、明らかな模倣品に対しても有効な特許侵害の申し立てができずに膨大な被害を招くことにもなっている。

「発明技術」が明快に記述されていれば、他社にライセンスを与えるビジネスチャンスに遭遇する機会も各段と増えるはずだ。大学や公的機関においての研究開発（税金投入）であれば、その研究開発成果を金銭に換えるライセンスビジネス（技術移転事業）は欠かせないはずだが。

## 28.英語へ転換し易い「平明な日本語」で記述するように指導ができないのか

余計なことであるが、PCT加盟国へ提出する日本特許明細書の「要約部分（アブストラクト）」の英文「特許抄録翻訳版」は、機械翻訳ソフトの支援が受けられる状態に無いと思う。日本語を日本語へ翻訳してから英訳するコスト（税金）は膨大であろう。

それは“出願人の自己責任で、文章表現に自由があり、そこまで指導はできない“ということと理解している。しかし特許庁は”英語へ転換し易い日本語で書いてくださいヨ“となぜ言えないのであろうか。

## 29.税金の無駄使になる可能性が大きい知財支援策

政府や自治体は中小企業の特許支援策として特許出願費用の補助金を出している。しかし出願費用の負担だけでは万全な支援策とはならない。なぜなら特許を出願すれば、それでおしまいではなく、特許出願した後の費用の方が遥かに多く掛かるのである。

審査請求費用、中間処理費用（特許庁とのやりとり）、特許年金費用、模倣品対策費用、特許侵害調査費用、訴訟準備費用、そして裁判費用と考ただけでだけでも頭が痛くなる。外国へ特許出願すれば、その費用は更に翻訳代、翻訳チェック代、現地代理人費用などが嵩み膨大となる。

特許出願した後の費用を抑えるには、特許出願前の「先行技術特許調査」や「侵害予防特許調査」の確実な実施が必要である、そして読んで誤解を生まない、つまりトラブルの要因を作らない品質の高い特許明細書の作成が必要不可欠であるのだが。

### 30.政府の知財支援が、うまく行かない理由

政府は「知財立国日本」のスローガンを掲げ、政府の重点政策として、特許流通に力を入れたことが過去にある。しかし、資金投入(税金投入)は大きかったが効果は小さかった。うまく行かなかった理由を下記に述べる。

一つは大企業の「死蔵特許」を中小企業やベンチャー企業へ使えないかとやったこと、この流れだけでは無理がある。逆流させる環境作りが整っていない。二つは大学や公的研究機関に知的財産部門を設置したが、特許文書の重要性を認識することができ、さらにビジネスの本質が理解できている特許アドバイザーとの出会い（マッチング）が少なかったことである。三つは、読んで理解しがたい特許文書をそのまま放置し続けてきたことである、この罪は特に大きい。以上の三点である。

### 31.特許は貯めるものではなく運用するもの

特許は溜め込む財産でなく、運用するための財産である。特許流通は投資家をはじめ、中小・ベンチャー企業経営者、つまりビジネスに関心のある人たちから読まれてこそチャンスがでてくる。「発明技術」の価値が理解できない特許明細書であれば、どう逆立ちしてもうまくいくはずがない。

欧米はなぜ技術移転が活発なのか。彼らが書く特許明細書は“どうです、この「発明技術」はすごいでしょ、ビジネスをして金儲けしませんか、その気があればこの大発明に投資をしてください！”と、事業者や投資家たちをその気にさせるだけの説得力がある文章になっている。

例え、発明技術に価値があったとしても、文章の拙さで、その価値をおとしめている特許明細書の存在があるとすれば大問題である。「発明技術」の財産価値が明確に伝えられない、理解できない特許明細書が商品に成れるわけがない。因みに内外国への特許出願に対

して出願費用などの援助を行っている自治体もあるが、特許明細書の品質が悪ければ税金の無駄使いに終わる。

## 32.日本で技術移転事業が上手く行かない理由

欧米では当たり前のライセンス事業が、日本の大学、公的研究機関、企業でも根付かないのは、先に述べたが特許明細書の品質に重きを置かない「日本特許村」の風土が邪魔をしているからである。

その発明技術を使えば自社の商品開発が速く進む、あるいは新規ビジネスが可能であるというヒントが得られ、さらに権利の範囲がどの範囲まで認められているのかを、読み手側に納得させないことには進まない。

そのためには特許明細書の記述は明快で分かりやすく、そして強固な権利になっていることが最低の条件である。この至極当たり前のことをやっていれば、ビジネスチャンスは限りなく世界へ広がるはずである。特許明細書とは事業計画書でもあり契約書でもある、と言われる所以はここにあるのだ。

## 33.日本の特許システムは「制度疲労」を起している

拙本“このままで良いのか日本の「特許明細書」”の本意は、意味不明、難解な特許明細書が及ぼす悪影響を訴えただけで他意はない。”このままで良いのだ、これが特許の世界だ、素人が余計なことを言うな!”とお叱りを受けるかも知れない。

しかし主張や権利を曖昧にして技術者の不安を煽り、技術開発の現場を混乱させることは、もう止めて欲しい。これからは日本企業同士の競争ではなく日本企業と外国企業とのグローバル社会での競争(戦い)である。世界では特許出願は増え続け情報量の多さは半端ではない。

日本の中でやり続けられる保証があれば、これまでのやり方を否定する必要は無いかも知れないが、嫌でもグローバル化は避けられない。「グローバル知財」に合ったやり方へ変える時期が来たということ、声を大にして言いたい。

難解な特許明細書は、他者特許の侵害を確認することが難しいだけでなく特許審査を遅らせる原因にもなる。それだけではない。様々な弊害を及ぼす。例えば海外企業との特許係争にも勝てない、模倣品が出回る、特許流通が進まない、無駄なお金（知財コスト）だけが掛かるなど、たくさんある。日本の特許システムは「制度疲労」と軋みを起こしている。

【補足】：日本特許明細書は、世界で通用し難いことを訴えているが、全ての特許明細書が当てはまるわけではない。技術分野によってもバラツキがあるのは当然である。技術分野に関係なく「キチン」と書かれた特許明細書も見受けられる。全ての特許明細書がひどいという誤解を招かない為にもあえて書き添えておく。

## 34.特許明細書への誤解、あるいは勘違い

更に特許明細書に対する誤解もあるようだ。“特許明細書は、技術文書と法律（法的）文書が混合された特殊な文書である”という誤解が大きな弊害をもたらしている。すなわち、法的なものが混じっているとのことだから何やら難しいものである、という偏見を多くの技術者が持つことになっている。

そのことは、特許明細書を読むことを敬遠したり、自分の発明を記述した特許明細書をチェックせずに承認をしたり、あるいは何か少しおかしいなと思っても、特許明細書は法的なものだから、その面で素人の自分が口出しすべきでないと控えたりすることに繋がっている。

## 35.IPRに対して、会社経営層の無関心にも問題がある

また会社経営トップも I P R への関心が低かったため自社の現状（特許の活用や特許明細書の内容）がどのようになっているのか、まともなチェックはされていなかったと思う。知財業務は特殊性の高い分野で、それは専門家の仕事であるという認識から“専門家に任せておけば良い”という考えが基本的にあったのであろう。つまり、専門家の分野であるとの認識から、素人として意見を言うのを控える姿勢もそこにはあるだろう。

知財部門も特許出願の仕事を増やし続けることで専門家（特許事務所や翻訳者）へ、アウトソーシングせざる得ない状態になった。ここでも“専門家に任せているから大丈夫”という考えが蔓延った。専門家に任せたから、という安心（責任譲渡）と信頼（慣れ合い）が「丸投げ体質」を増長させてきた。時が経てば依頼者側も請ける側もお互いの緊張感も薄れ、ここでも「以心伝心・阿吽の呼吸」で処理されていく。

## 36.日本企業は「知財文書」の品質保証体制を持たない

とどめは、日本企業が文書に対する品質保証体制の必要性を感じていなかったことである。日本企業の製品に対する品質チェックは厳しく、品質保証体制がしっかりと構築されている。品質に疑問があれば、出荷を停止する抑止力も働く。

しかし、特許明細書に代表される文書（ドキュメント）に対する「文書品質管理体制」は構築されていない。文書品質はそれぞれの専門家（個人）の手に委ねられており大きなバラツキがある。会社として外に出す文書は「バラバラ」で、使われる技術用語一つをとっても統一されていない状態になる。これでは会社の信用と知性が世界の中で疑われても仕方ない。



## 37.外へ出す「知財文書」の品質保証検査を、なぜ行わないのか

製品と違って、Patent Specification（特許仕様書）は市場でユーザーにチェックされるものではないので、事実関係は当事者の内輪のサークル内だけで外に漏れることはない。

また仕様書に欠陥があっても、例えば USPTO や米国弁護士事務所の事業に差しさわりがあるわけではないので、当然正面から指摘はしない。金の卵を産む鷺鳥に文句はつける訳がない。

中国への特許明細書のレベルについては評価する力を持たないが、もしそれらが「ジャパニッシュ特許明細書」をベースに中国語に翻訳されているなら、その結果は想像するに余りある。怪文書というか「怪中国特許明細書」になっていることは容易に想像できる。やはり、ここでも中国特許庁も中国特許事務所も、正面から指摘はしない。あくまでも出願人側の自己責任と表現の自由を尊重することは変わらない。

## 38.USPTOにとって日本からの特許出願は美味しいビジネス

日本から米国への特許出願件数は、毎年5万から6万という膨大な数である。これらの出願および権利獲得によって、どれほどの製品保護が達成されているかについては、私の手許にデータはない、同時にどれほどのライセンス・ローヤルティー収入が特許から上げられているかも私は知らない。何故に米国で特許を獲得するのか、その目的についても私は知らない。

恐らく製品を米国で販売する上で、特許で保護されている必要があるとの判断が最大の理由であろうと推察する。日本メーカーの主力製品群の殆どが既に米国メーカーが敗退したものであることを考えれば、製品開発競争のために特許を取得するという理由は、主たる事項ではないだろう。

特許1件を取得するのに要する費用がどれくらいか、仮にUSPTOおよび米国の特許弁護士事務所に払う費用を100万円と見積もれば、5万件の出願は総計500億円となる。そのうち、手続きおよび審査にかかる経費（原価）を仮に20%と見積もれば、400億円に粗利益を米国にもたらしていることになる。

米国（USPTOと特許弁護士事務所）から見れば、日本企業が「おいしいお客」であることは間違いない。これだけの経費を投入している特許取得活動であるが、その内容はそれに見合うものであろうか？ 十分に調査したわけではないが一言で言えば、その内容は「ひどい」につきる。何がひどいかと言えば、Patent Specificationがまともな英文で書かれていないという事実につきる。

このことについては、米国人弁護士の話も裏づけされる。“日本からの明細書の内容はほとんど不備であり、裁判で争えば、ほぼ全て負ける”と。

### **39. Patent Specification (特許仕様書) の英文不備.**

日本企業の Patent Specification の英文の不備（今回は Claim は対象外）は、以下の4点に要約できる。

1) . 一つのセンテンスが異様な長文になり、何が書かれているのか、余程注意して再三再四読まないという意味が分からないこれは、「日本特許明細書」特有の文章をそのまま忠実に翻訳した結果であろう。

2) . 本語記述の流れの通りに「英語」に訳されている例えば述語（動詞）が文末におかれているのがその典型例である。一見英語風であるが、論理の展開は英語ではない。多分英語を母語とする人には極めて「奇妙」な文章と映るだろう。

3) . 抽象、一般的言葉の具体的説明なしに、一つの文章が書かれている場合がある例えば「これは危険である」と書かれて、「コレ」が何を指すのかその文章中には示されていない。このような表現も極めて奇妙な文章となるし、言葉の定義づけ、互いの関係の明確化

が厳しく要求される Patent Specification では明らかに排除されるべきものであろう。

4) . さらに致命的な欠陥は、主語、動詞のない文章（従って文章とは呼べないが）が存在する以上のように何を記述しているのか意味不明の、従って低品質の文章で書かれた仕様書は、通常常識から言えば、ガラクタでありゴミである。なぜこのような「ゴミ」特許仕様書が、改善されることなく何十年も膨大な数で提出され続けているのかが理解できない。

上記のような文章欠陥は、英語構造が理解できている人にチェックしてもらえばすぐに判明することであり、そのような人はどこの企業にも何人もいるわけだから、品質向上のために検査をするつもりがあれば容易に実行できる事項である。

## 40. 「IP (知財) 戦争」とは、つまるところ言語の戦いである

IP (知財) 戦争とは詰まるところ言語の戦争である。世界で使われる言語は残念ながら英語だ。日本にとって、これほど不利な条件で戦わなければならない例は、歴史上一度もなかった。製品の品質や価格で勝負するのは違う舞台で戦わなければならないのだ。

そのためには、英語にも強く、情報分析もできる数多くの戦闘部員をできるだけ短期間に育成しなければならない。英語を上達させるには「伝わる日本語、訳せる日本語」を身につけることが早道と考えているが。

## 41. 「グローバル特許明細書」への改善を提唱する

特許文書のどこをどのように改善すべきが分からないという話しも聞こえる。つまり具体的な改善方法を教えてくれない限り改善が進まないということであろう。ご承知のように特許文書の作成は、専門家といわれている書き手のアナログ技術であり、書き手の能力によって特許文書の品質にバラツキが出るのは当然かと思う。

さらに書き手が持つ技術背景、新しい技術に対する理解力と好奇心、発明の本質を聞きだす力、発明を論理的に説明する説明力、技術のバリエーションを増やす発想力、文書を整える展開力、語学力などが大きく影響する。

一方、欧米の特許文書は、論理的に展開されており、読み手側に理解をしてもらうことを目的としたものになっている。確かに味っ気も素っ気もない情叙に欠ける無味感想な言語だが技術の説明にはいちばん適している言語である。ならば彼らの武器である論理思考を理解してリバーズすればよい。

発明技術の説明は、文才を必要としないので英語の使い勝手は良い。書き手側の言語能力を持ってすれば容易なことである。これまでの習慣に囚われず、世界で最も簡単で分かり易い言語（英語）を使えば済むことである。その言語の文章構造（極めて構造的になっている）を理解すれば、あとは慣れるだけである。

## 42. 日本の技術は世界から求められている

日本企業はバブル崩壊後、苦難（円高、経費削減、社員のリストラ、新興国への進出、事業の撤退、合併再編など）を乗り越えながら低コスト体質を目指してきた。

このところ世界の経済情勢は複雑（異常気象、環境破壊、資源の供給と需要、人類の移動、紛争、円安、株高、経済危機など）となり、日本に大きなチャンスが巡ってきたとも論じられている。

それは、日本技術への信頼が再評価されてきたことである。日本の高品質製品、安全技術が世界から見直され、ロボット産業や鉄道インフラの建設といった裾野が広い商談が舞い込んでいると聞く。コストに大差がないならば、日本の技術を導入したほうが良いに決まっている。

日本には世界が羨む、欲しがらる技術やコンテンツが「ワンサ」とある。この知的財産が日本を支えていく「財産」となる。しかし、これら目に見えない知的財産の運営（マネジメント）が心もとないのが心配である。

### 43.とある「知財マン」のつぶやき

特許出願件数の競争は、誰が見てわかりやすい。特許の質は目に見えないから解りにくい。ならば特許出願件数を増やして評価して貰うしかない。特許は、質よりも量だ！目方で勝負だ！となる。下手な鉄砲も数多く撃てばそのうち当たるかも。逆に命中をしてくるのは100件のうち数件しかない。もし運悪く当たれば“そのときはその時でなんとかなる、上手く行けば自分は定年で逃げ切りだ！神のみ知るところ、どうせ先のことは誰も分からない、煩いことを言うな、原発を作るのが先決だ！”という構図となんら変わらない

### 44.「知的財産活用研究所」が提唱する「文明日本語」運動

知的財産活用研究所は“伝わる日本語、訳せる日本語”をキーワードに掲げ、世界で通用する「グローバル特許明細書」文づくりの啓蒙活動を性懲りも無く続けている。そんなことは無理だ！と「アホ」扱いにされるが、我々は「マジ」である。我々は、この日本語を「文明日本語」と勝手に造語して啓蒙活動に使っている。

この「文明日本語」は極めて構造的で論理的であるから明快で分かりやすい。読み手側の誤解を受けにくく、他言語との変換（機械翻訳の支援もうけやすい）が容易にできるメリットがある。欧米では当たり前のライセンス事業が日本の大学、公的研究機関、企業でも根付かないのは、その根底に特許文書の品質にあることは、これまでに述べてきた。すなわち文書に重きを置かない日本の社会風土が邪魔をしているのである。

論理的に展開し構成された欧米型の「文書」を作成することは急には出来ないであろう。しかし、平明でわかり易い「日本語文章」を書くことは、直ぐにもできる。平明でわかり易い文章とは他言語へ変換できる日本語表現のことである。

平明でわかり易い文章であれば誤訳は少なくなり、翻訳者の人数も格段と増える筈だ。海外出願をする「発明技術」は他言語へ変換できる日本語を意識して書くべきである。それが「プロ」の仕事であり、翻訳者への心使い、マナーでもある

## 45.お知らせ

**【お知らせ】**：「日本アイアール社知的財産活用研究所」が作成した「特許明細書作成マニュアル」などを当会ホームページで無料公開している。これらの資料を知財関係者が参考にすることで、特許文書の生産効率と品質を高めることに少しは貢献できるのではなかろうかと考えている。

また発明者は自ら発明提案書を作成し、プロが書いた「特許出願明細書原稿」をチェックすることも可能となれる。外国へ出願する案件であれば、翻訳ミスも少なくなるのでチェック作業の負担も軽くなる。知財文書の品質を高めるだけでも、「知財コスト」は激減する。悪い部分に分かっていたら、速やかに改善を進めるべきである。

いま、“ドラッカー語録”が注目されている。その中で“知りながら害をなすな”がある。これは、プロたる者は、医者、弁護士、弁理士、有資格者のいずれに有ってもお客に対して必ず良い結果をもたらすと約束は出来ないが、しかし最善を尽くすことはできる。

(\*) この原稿は当研究所名誉研究員、篠原正泰と矢間伸次の共同で編集しました。